

中央区地域健康福祉推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、「中央区地域健康福祉計画・中央区地域福祉活動計画」を推進するため、中央区地域健康福祉推進協議会（以下「協議会」という。）の設置に必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の進行管理に関すること
- (2) 地域健康福祉推進の方策に関すること
- (3) 計画の見直しに関すること
- (4) その他計画の推進に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 協議会は20人以内で組織する。

2 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域住民組織代表者
- (2) 民生委員児童委員代表者
- (3) 社会福祉事業関係者
- (4) 社会福祉に関する活動を行う者
- (5) 学識経験者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委員長及び副委員長)

第6条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、委員長が招集し、議長となる。ただし、第1回協議会は市長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 協議会の会議は、これを公開する。ただし、委員長又は委員の発議により議決したときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(意見の聴取)

第8条 委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、中央区役所健康福祉課及び中央区社会福祉協議会に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

(任期の特例)

2 平成21年度中に委嘱された委員の任期は、第4条1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。